平成 29 年 7 月 18 日

「原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針（仮称）」の作成検討に係る論点整理

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
前書き・基本方針	1	原則へ事故を引き起こさないための最大限の努力の明記	【提言】 原発事故を二度と引き起こさないこと、JBIC/NEXI としてもそのための最大限の努力を行うことを、本指針の原則に明記すべきである。	1．原子力発電所輸出に際しての原則について (1) 産業界として、原子力利用においては安全性が最優先されるとの認識のもとで、輸出案件にも取り組んでいく所存です。	・原子力の利用にあたって最も優先されるべきは安全であることを認識。 ・JBIC/NEXI が指針に記載した内容を実施することに対して、最大限の努力を行うことが重要であり、可能な内容を検討する。
目的・位置付け	2	環境ガイドラインにおける指針の位置づけ明確化	【提言】 次回の環境社会配慮ガイドライン改訂時に環境社会配慮ガイドラインの本文の中で、指針の位置付けを明確化するべきある。	—	・指針において環境ガイドラインとの関係について記載することを検討する。
	3	指針の範囲	【提言】 原発指針は情報公開のみならず、安全配慮確認、意思決定への反映、モニタリング、異議申し立てを含んだ包括的なものにすべきである。	3．指針の範囲について (1)本コンサルテーション会合の趣旨は、第 1 回会合冒頭で JBIC／NEXI からの趣旨説明にあった通り、原子力情報公開指針策定に関するものと認識しています。	・安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」（平成 27 年 10 月 6 日）が定められており、JBIC/NEXI の求めに応じ国が実施することとなっている。 ・指針は環境ガイドラインを補完する文書として位置づける考えであり、本指針に関連する内容について意思決定への反映、モニタリング、異議申し立ての対象とすることを検討する。
確認内容と手続き	4	情報公開と住民協議	【提言】 当該プロジェクトに関連し、核拡散、紛争・テロ、放射能汚染事故、従業員・住民の被ばくなどのリスク、事故時の対応、重大事故時の住民の避難計画、放射性廃棄物の処分・管理など、原子力固有の問題に関する情報を盛り込んだ文書が作成され、公開されるべきである。これらの文書	7．情報公開と住民協議について (1)情報公開と住民協議の内容・程度・方法・様式・範囲についての確認が本情報公開指針策定の主要部分と理解しています。 (2)情報公開の範囲については、例えばテロ対策による情報公開制限など原子力施設特有の問題もあり、公開の	・原子力固有の問題に関する情報については、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって作成・公開・協議が行われるものと理解。 ・JBIC/NEXI はこれら原子力固有の問題に関する情報が適切に住民に対して公表され、住民参加等が適切に実施されるか等を確認することを検討する。

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
			は、ドラフト作成時に JBIC/NEXI 側および現地にて公開された上で、現地においてステークホルダーとの十分な協議が行なわれ、合意が得られるべきである。JBIC/NEXI は、支援を行う原子力関連案件について、これらに関する情報が事業実施国において情報公開や住民協議・合意の対象となっていることを確認するべきである。	範囲は当該国の裁量によるところがあると考えます。 (3)一方、地域住民の放射線リスク、事故時の安全確保は原子力プロジェクト固有の問題であることから、それらの情報が住民に説明される仕組みが準備されているかなど、"確認されるべき項目"が検討されるべきと考えます。 (4)特に、原子力新規導入国においては、情報公開は基本方針の確認、公開等から始め、具体的な項目や詳細はプロジェクトの進捗に応じて段階的に進められることから、情報公開指針においても、情報公開の進捗を段階的にフォローアップする等の運用が必要と考えられます。	・ただし、核拡散、紛争・テロに関しては、二国間協定等により対処されるものと認識している。
	5	公的信用付与の地域的制限	［提言］ テロ多発地域、紛争など政治情勢が不安定国には原発関連施設・事業に公的信用を付与するべきではない。	4．公的信用付与対象国について (1)公的信用の付与は、立地国全体として原子力発電所の安全が確保されるかとの判断も含めて行われるものと考えますが、本指針ではプロジェクトの情報公開や住民参加状況の確認に係わるところが策定されるものと理解しております。	・提言の記載は、プロジェクトの情報公開や住民参加等を確認する指針の内容にそぐわないと考える。 ・プロジェクトの予定地が紛争地域である等の理由で、プロジェクトの実行可能性がないと判断される場合には、融資／保険付保は行わない。 ・核不拡散等の懸念に関しては、必要に応じ二国間協定の存在の確認や関係省庁への確認を行う。
	6	日本の規制基準と同等の基準の適用	［提言］ 安全確保に関する配慮の確認に関しては、少なくとも日本の規制基準と同等の基準を求めるべきである。	5．内閣府による安全配慮等確認について (1)安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」（平成 27 年 10 月 6 日）の定めにより、JBIC／NEXI の求めに応じ内閣府が実施するものと認識しております。 (2)プロジェクトごとの安全に係わる審査は輸出相手国の規	・安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」（平成 27 年 10 月 6 日）が定められており、JBIC/NEXI の求めに応じ国が実施することとなっている。

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
				制機関が当該国の法令と国際標準に従って安全評価・審査を実施するものであり、その審査が妥当に行われることを確認するのが安全配慮等確認であると理解しております。相手国主権に配慮しつつ、現有の規制資源を活用し、国際的な安全水準が確保され得るかについて、適用される技術基準・品質保証などの枠組みが確認されることとなっています。 (3)具体的な安全審査は相手国が自国の状況を鑑みて実施し、それが国際基準に照らして実施されているかの枠組みを相手国主権に配慮しつつ確認するという方法は、合理性があると考えます。	
	7	放射性廃棄物の管理・処分	[提言] 放射性廃棄物の管理・処分方法の確認に関しては、条約の加盟状況のみならず、使用済み核燃料等の放射性廃棄物の管理・処分計画の内容と実効性、住民との協議の在り方を確認するべきである。	6. 放射性廃棄物の管理・処分について (1)原子力発電所の建設における使用済燃料、放射性物質の管理にあたっては、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」への加入状況の確認を、安全配慮等確認の手続きで実施されるものと理解しています。最終的な使用済燃料及び放射性廃棄物を管理・処分する方法は、当該国政府が決定する政策のため相手国の主権への配慮が必要であり、関連する情報を適切に住民に開示する用意があることを確認することが妥当と考えます。	・安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」(平成 27 年 10 月 6 日)が定められており、JBIC/NEXI の求めに応じ国が実施することとなっており、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約への加入状況等の確認は、本手続きにて実施されるものと理解。 ・放射性廃棄物の管理・処分方法に関する情報については、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって作成・公開・協議が行われるものと理解。 ・JBIC/NEXI は、放射性廃棄物の管理・処分方法に関する情報が適切に住民に対して公表され、住民参加等が適切に実施されるかを確認することを検討する。
	8	国境を越えた影響への	[提言]	8. 原子力事故の国境を越えた影響について	・近隣諸国への情報提供については、原子力の安全に関

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
		対応	原子力事故は国境を越えた影響をもたらす恐れがあるので、立地当該国のみならず、影響を受けると考えられる隣接国の国民もプロジェクトの原子力固有の問題を含めた環境影響評価ならびに設置許可手続きに参加する機会を持つべきである。	(1)原子力事故の国境を越えた影響に関しては、国際的なコンセンサスとして、「原子力の安全に関する条約」により、緊急事態計画の策定と情報の提供が規定されており、「原子力事故の早期通報に関する条約」により、提供される情報等の詳細が規定されています。 (2)情報の具体的な内容については、これらの規定に沿って当該国政府で策定されるものと理解しております。	する条約、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に沿って、必要に応じプロジェクト実施国によって実施されるものと理解。
	9	第三者機関の設置	【提言】 JBIC/NEXI は原子力事業の支援にあたり、その安全配慮確認を検討するため、第三者機関を設置すべきである。	12．第三者機関の設置について (1)安全配慮等確認については、JBIC／NEXI が行わず、第三者である内閣府が中心となって行うものと理解しております。	・安全配慮等確認については、「原子力施設主要資機材の輸出等に係る公的信用付与に伴う安全配慮等確認の実施に関する要綱」(平成 27 年 10 月 6 日)が定められており、JBIC/NEXI の求めに応じ国が実施することとなっている。
	10	モニタリング	【提言】 審査の過程で明らかになった原子力固有の問題や情報開示・住民協議に関するモニタリングを行うべきである。	10．情報開示・住民協議に関するモニタリングについて (1)原子力を新規に導入する国においては、プロジェクトの進捗に応じて、情報公開の仕組みが構築され、段階的に実行されてゆくと考えられることから、重要な項目についてはモニタリングを適切に行うことが望ましいと考えます。	・原子力固有の問題に関する情報については、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって作成・公開・協議が行われるものと理解。 ・JBIC/NEXI は、公的信用付与後、原子力固有の問題に関する情報のプロジェクト実施主体等による作成・公開・協議の状況のうち内重要な項目につき、モニタリングを行うことを検討する。
JBIC/NEXI による情報公開	11	モニタリング結果の公開	【提言】 原子力固有の問題に関する実施主体によるモニタリング及び JBIC/NEXI によるモニタリングは、それら結果を公開すべきである。	11．モニタリング結果の公開について (1)プロジェクトの事前評価報告書の公開における環境社会配慮に関する情報については、環境ガイドラインに則って、JBIC により環境レビュー結果を取り纏めたものを融資等の契約締結後に公開されています。 (2)モニタリングについてもプロジェクト実施主体が公開している情報であれば、公開することは可能と考えられま	・原子力固有の問題に関する情報については、ホスト国の法規制等に沿って、プロジェクト実施主体等によって公開が行われるものと理解。 ・JBIC/NEXI による情報公開に関するモニタリングについては、公的信用付与後、プロジェクトの実施国で一般に公開された情報の内、重要なものについて JBIC/NEXI の web サイトで掲載していくことを検討する。

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
				す。	
	12	JBIC／NEXI による審査内容の情報公開	【提言】 融資が公的資金からのものである以上、環境社会配慮確認、安全配慮確認に加え、案件に関わる融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに関わる審査内容の透明化と国民への情報公開が求められる。	2．JBIC／NEXI による審査内容の情報公開について (1)原子力案件向けの公的信用付与については通常の案件以上に細心の注意を払い、審査されることが社会的に期待されることについて十分に理解し、尊重すべきと考えています。“日本政府による安全配慮等確認”、“JBIC／NEXI 殿による環境社会配慮ガイドライン”、“JBIC／NEXI 殿による原子力情報公開指針”は各々異なる目的をもっており、原子力情報公開指針は「原子力プロジェクトの実施主体により、安全の確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理等に係る情報が適切に現地住民に対して公開されることが担保されている」ことの確認に関する指針であると認識しています。 (2)情報公開にあたっても、IAEA のガイドライン等、国際標準での公開レベルに準拠することで、他国と比較して過度な制約とならないように配慮することが望ましく、また、この配慮により、他国企業との原子力プロジェクト輸出の競争において、福島事故も踏まえて安全性を向上させている日本製品の輸出競争力を確保することにつながると考えます。 (3)尚、商取引上の機密情報等は公開対象から除外されるべきと考えています。	・環境社会配慮確認については、商業上等の秘密には十分配慮しつつ、プロジェクトに関連し、プロジェクトの実施国で一般に公開されている情報の内重要なものについては、JBIC/NEXI の web でリンクを貼るなどを検討する。 ・指針に沿って確認した内容は契約後 web で公開することを検討する。 ・融資リスク、プロジェクト実行ならびに事業リスクに関わる審査内容については、一般的に原発に限らず、商業上の秘密への配慮が必要であり IFC 等も実施しておらず、これらの公開は実施しない。
	13	融資回収リスクに関する情報公開	【提言】 融資回収リスクに関わり、公開すべき情報としては以下が挙げられる。 ・ 返済の確実性と担保	9．融資回収リスクに関する情報公開について (1)本情報公開指針は、原子力関連プロジェクトについて、当該国において、プロジェクト実施主体により、プロジェクトの安全確保、事故時の対応、放射性廃棄物の管理	・融資回収リスクに関わる内容の情報公開は、一般的に原発に限らず、商業上の秘密にも配慮する必要があり、IFC 等も実施しておらず、公開は実施しない。

大項目	項番	論点	NGO の考え方(注 1)	産業界の考え方(注 2)	JBIC/NEXI の考え方
			・ 技術・安全レベルの妥当性（我が国の新規制基準レベルを満足しているか？基準地震動、津波高さ、等々） ・ 事業者の信用力と操業能力 ・ 想定重大事故と損害試算 ・ 諸リスクの評価、回避・軽減策(カントリーリスク、市場リスク、等々)	等の情報が適切に住民に対して公開されているかを確認する手続きに関する指針であり、商務条件を含む融資回収リスクについては本情報公開指針の対象外と考えます。	
意思決定、契約への反映	14	意思決定への反映	［提言］ JBIC/NEXI は原発指針を踏まえた審査を意思決定前に行い、審査結果を意思決定に反映すべきである。もし指針が満たされない場合は、融資・付保を行わないという判断をすべきである。また、融資・付保決定後、指針が要求している事項を満たしていない場合、は貸付等の実行停止、期限前償還を求めるべきである。以上につき、指針に盛り込むべきである。	―	・本指針は環境ガイドラインを補完する文書との位置づけであり、本指針に基づく確認の結果を意思決定に反映することを検討する。
適切な実施・遵守の確保	15	異議申立	［提言］ 本指針を異議申し立ての対象とするべきである。	―	・本指針は環境ガイドラインを補完する文書との位置づけであり、本指針の不遵守に関しては異議申立の対象とすることを検討する。

（注 1）以下の資料による。

「JBIC/NEXI による原発指針に関する NGO 提言書」 2016 年 1 月 28 日 （国際環境 NGO FoE Japan、「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、原子力資料情報室、原子力規制を監視する市民の会 協力：プラント技術者の会 協賛団体（64 団体）、賛同個人（317 人））

（注 2）以下の資料による。

「JBIC/NEXI『原子力関連プロジェクトにかかる情報公開指針（仮称）』作成について」2017 年 4 月 （一般社団法人 日本電機工業会、日本機械輸出組合、一般社団法人 日本原子力産業協会）